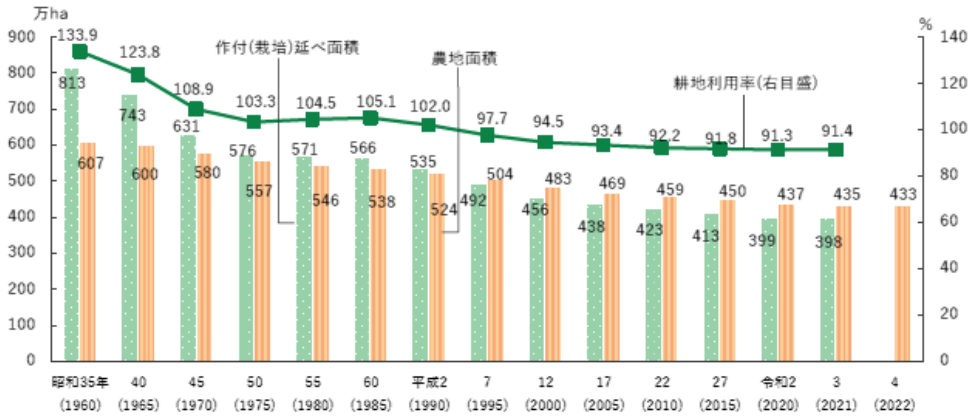


# 資料

①

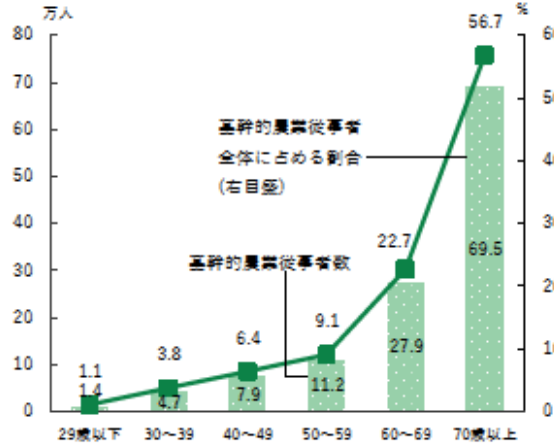
図表2-4-1 農地面積、作付(栽培)延べ面積、耕地利用率



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」  
注：耕地利用率(%)=作付(栽培)延べ面積÷農地面積×100

②

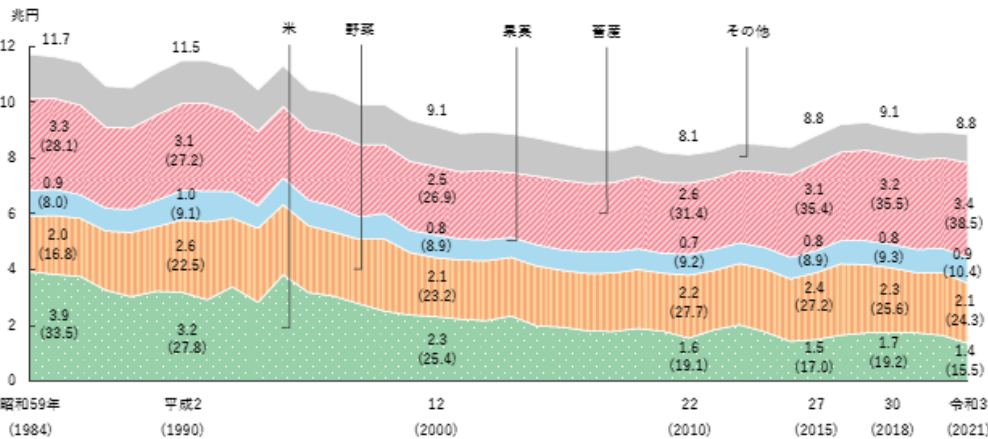
図表 特-27 基幹的農業従事者の年齢構成



資料：農林水産省「農業構造動態調査」を基に作成  
注：令和4(2022)年の数値

③

図表2-1-1 農業総産出額



資料：農林水産省「生産農業所得統計」  
注：1) 農業総産出額は、当該年に生産された農産物の生産量(自家消費分を含む。)から農業に再投入される種子、飼料等の中間生産物を控除した品目別生産量に、品目別農家庭先販売価格を乗じて推計したもの  
2) 「その他」は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物、加工農産物の合計  
3) ( )内は、産出額に占める割合(%)

④

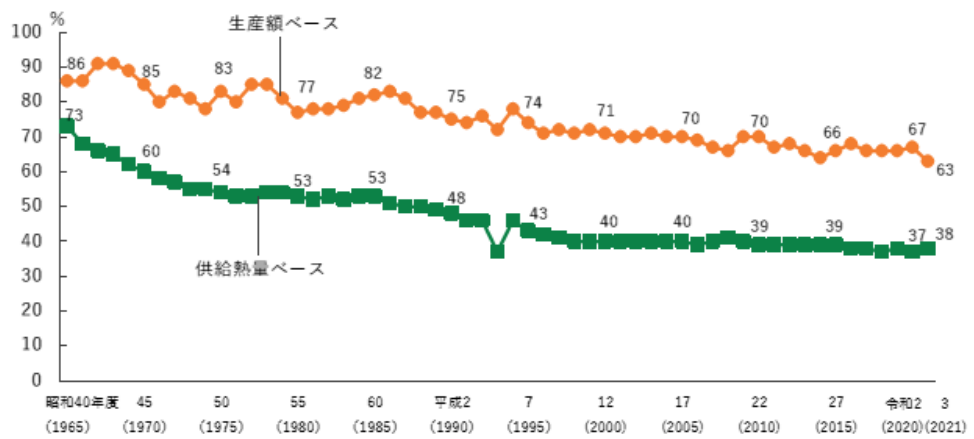
図表 2-5-1 生産農業所得



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

⑤

図表 1-1-1 我が国の総合食料自給率

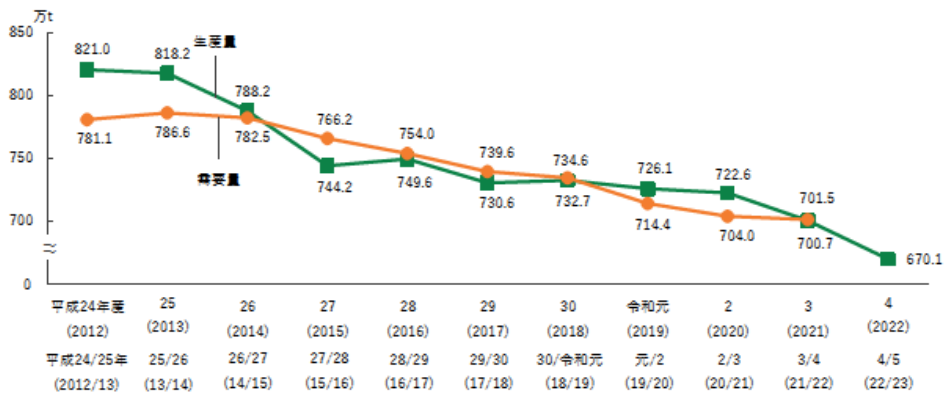


資料：農林水産省「食料需給表」

注：平成30(2018)年度以降の食料自給率は、イン(アウト)パウンドによる食料消費増減分を補正した数値

⑥

図表2-1-22 主食用米の生産量と需要量

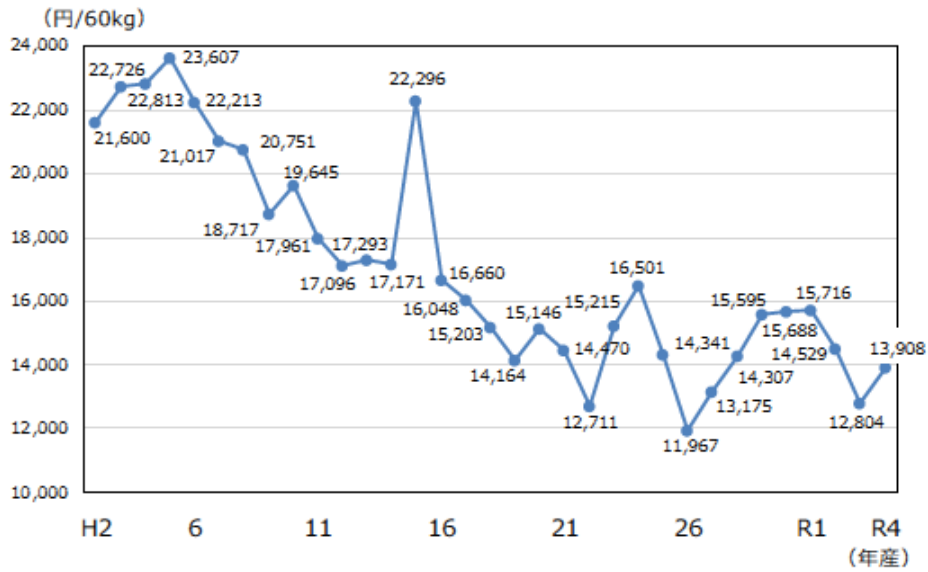


資料：農林水産省作成

注：1) 生産量は農林水産省「作物統計」、需要量は農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の数値  
2) 需要量は、前年7月～当年6月の1年間の実績値であり、その期間については「平成24/25年(2012/13)」等と記載

⑦

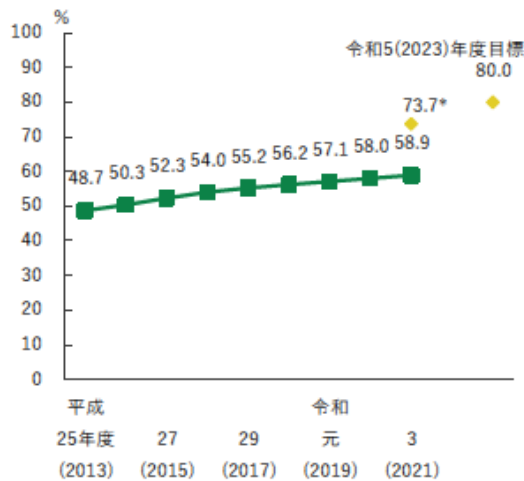
【米の販売価格の推移】



資料：(財) 全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」  
 注1：平成2～17年産までは(財) 全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。  
 注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月まで(令和4年産は出回り～5年1月まで)の相対取引価格の平均値(令和4年産は速報値)。  
 注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

⑧

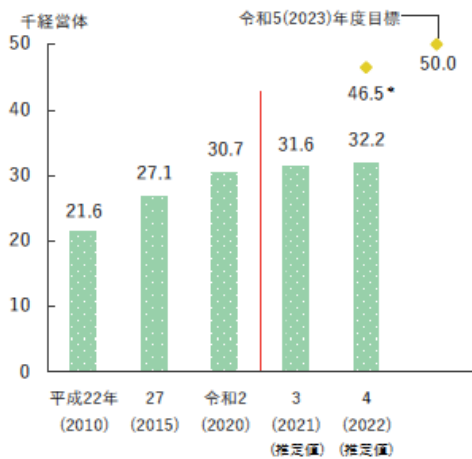
図表2-4-4 担い手への農地集積率



資料：農林水産省作成  
 注：1) 農地バンク以外によるものを含む。  
 2) 各年度末時点の数値  
 3) 「担い手」とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営を指す。  
 4) \*は政策評価の測定指標における令和3(2021)年度の目標値

⑨

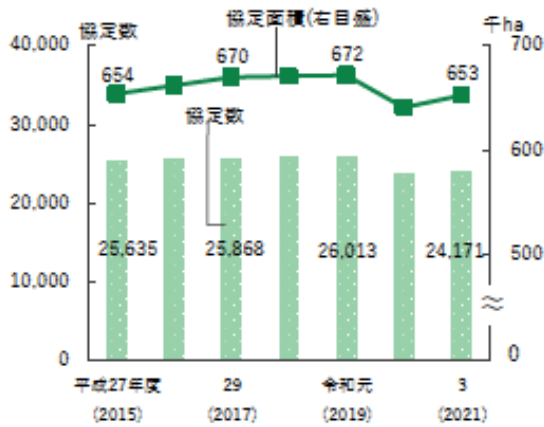
図表2-2-5 法人経営体数



資料：農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成  
 注：1) 各年2月1日時点の数値  
 2) 令和3(2021)、4(2022)年の数値は、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値  
 3) \*は政策評価の測定指標における令和4(2022)年2月1日時点の実績に対する令和4(2022)年度の目標値

⑩

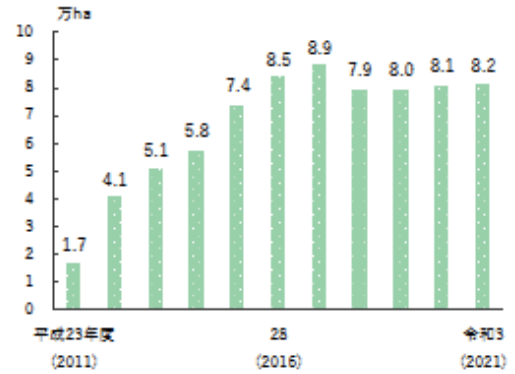
図表3-3-4 中山間地域等直接支払制度の協定数及び協定面積



資料：農林水産省作成  
注：協定面積は、協定の対象となる農用地の面積

⑪

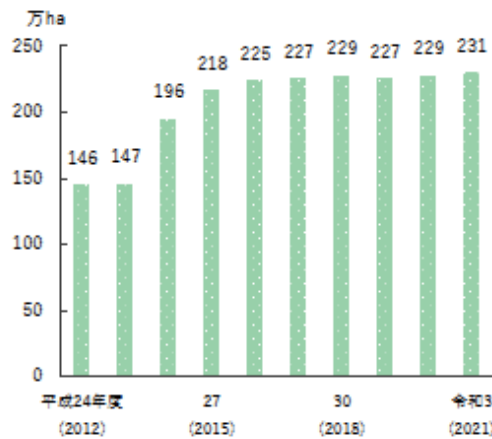
図表2-9-5 環境保全型農業直接支払制度の実施面積



資料：農林水産省作成  
注：平成27(2015)～29(2017)年度については、「複数取組(同一農場における一年間に複数回の取組)」支援の数値を含む。

⑫

図表3-8-3 多面的機能支払制度の認定農用地面積



資料：農林水産省作成  
注：各年度末時点の数値

資料  
注

現行基本法制定後の約20年間にける情勢の変化

- **国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化**
  - ・ 世界人口：約60億人(1999年)→80億人を突破(2022年)
  - ・ 異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰

- **食料・農業をめぐる国際的な議論の進展**
  - ・ 食料安全保障に関する国際的な議論：
    - 「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義)
    - ・ SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展

- **国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下**
  - ・ 我が国GDP：世界2位(1999年)→世界3位(2020年) 1人当たりGDP：世界9位(1999年)→世界13位(2020年)
  - ・ 輸入国としての影響力の低下：
    - 純輸入額1位 1998年日本(40%)→2021年中国(29%)
    - ・ 経済的理由による食品アークセスの問題(低所得者層の増加)
    - ・ 価格形成機能的な問題(20年以上にわたるデフレ下で安売りの常態化、サブプライチエーン全体を通じて食品価格を上げることへの敬遠する意識)

- **我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小**
  - ・ 我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年)
  - ・ 食料を屈ける力の減退(2024年問題、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難者等の増加)
  - ・ 国内の食市場の縮小
  - ・ 国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(3,402億円(2003年)→1兆4,148億円(2022年))

- **農業者の減少と生産性を高める技術革新**
  - ・ 基幹的農業従事者：
    - ・ 240万人(2000年)→123万人(2022年)
    - ・ 60歳未満層が約2割(約25万人)(2022年)
  - ・ 農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
  - ・ スマート農業・農業DXによる生産性向上

- **農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退**
  - ・ 都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展
  - ・ 集落機能を維持できない9戸以下の集落の増加

今後20年を見据えた予期される課題

- **平時における食料安全保障**
  - ・ 気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク)
  - ・ 質・量的に十分な食料を確保できない国民の増加
- **国内市場の一層の縮小**
  - ・ 縮小する国内市場向け投資の減少
- **持続性に関する国際ルールの強化**
  - ・ 環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除
- **農業従事者の急速な減少**
  - ・ 少数の経営体で食料生産を行う必要
  - ・ 雇用労働力は全産業で取り合い
- **農村人口の減少による集落機能の一層の低下**
  - ・ 自然減による農村人口の急減
  - ・ 集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

1 基本理念

- (1) **国民一人一人の食料安全保障の確立**

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

  - ① 食料の安定供給のための総合的な取組
    - 国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視
  - ② 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アークセスの改善
    - 買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等
  - ③ 海外市場も視野に入れた産業への転換
    - 農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換
  - ④ 適正な価格形成に向けた仕組みの構築
    - 消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築
- (2) **環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換**

食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスイメージの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるような環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。
- (3) **食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保**

離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。
- (4) **農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保**

都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

食料・農業・農村政策審議会 答申（概要）②

2 食料に関する基本的施策

- **食料安全保障の定議を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築**
- **食品アクセス**  
 供給物流の効率化やラストマイル物流による届ける力の強化、フードバンクやこども食堂等の活動支援 等
- **適正な価格形成**  
 適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成 等
- **食品産業の持続的な発展**  
 ・原料調達が多角化、国産原料の利用促進等による持続性配慮、輸出拡大、事業継承の円滑化による食品産業の持続的な発展 等
- **パリエューチエーションの創出、新たな需要の開拓**  
 パッケージングやデジタル技術等の活用による新需要の開拓 等
- **食料消費施策・食料安全**  
 リスク分析等を踏まえた食品安全施策、食品表示の見直し、食育の推進 等
- **輸出施策**  
 輸出産地の形成等による供給力向上、品目団体や海外拠点の活用による市場開拓、規格・基準の国際的なルールとの整合性 等
- **輸入施策**  
 安定輸入のための輸入先国への投資拡大、輸入先国との政府間・民間事業者間の枠組み作り、海外の情報収集 等
- **備蓄施策** 民間在庫や海外での保管等を総合的に考慮した備蓄
- **世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力力の推進**

3 農業に関する基本的施策

- **今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け**  
 ・雇農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営性を育成・確保し、雇農従事者が減少する中で食料を安定的に供給
- **個人経営の経営発展の支援** 第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展 等
- **農業法人の経営基盤の強化等**  
 ・法人の経営管理能力の向上により雇農の受け皿となる法人の持続的な経営を実現 等
- **多様な農業人材の位置付け**  
 地域の話し合いを基に、雇農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う 等
- **農地の確保及び適正・有効利用** 農地の集積・集約化
- **需要に応じた生産** 小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物、米粉用米等の生産の拡大、水田の畑地化・汎用化 等
- **農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化**  
 施設の集約・再編、省エネ化、ICT活用等の推進、土地改良区の運営基盤の強化 等
- **人材の育成・確保**  
 雇用労働力の確保のための労働環境の整備、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実 等
- **スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによる生産性の向上**  
 スマート農業技術の開発・普及、農業支援サービス事業者の育成・活用 等
- **雇環境の推進、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進**  
 雇環境の改善、収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進 等
- **知的財産の保護・活用の推進**  
 GI等を活用したブランド化、専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化、育成者権管理機関の設立及び取組推進 等
- **経営安定対策の充実** 収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進 等
- **災害や気候変動への対応強化** 技術や品種の開発・普及による適応策の充実、防災・減災対策 等
- **生産資材の国産化の推進等** 堆肥や下水汚泥資源の利用拡大、肥料価格急騰時の影響緩和対策 等
- **動植物防疫対策の強化** 水際対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底 等

4 農村に関する基本的施策

- **農村人口が減少する中で集落による農業を下支えする機能を集約的に維持**
- **末端の農業インフラの健全管理**  
 共同活動への非農業者の参画促進、開水路の管路化やICT導入等による作業の省力化・効率化 等
- **農村におけるビジネスの創出**  
 農山漁村集イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤の整備 等
- **都市と農村の交流、農的関係人口の増加**  
 二地域居住や農泊の推進による関係人口の増加、農村RMOの育成 等
- **多様な人材の活用による農村の機能の確保**  
 ・農地の集積・集約化を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う、  
 ・集落内外の非農業者やNPO法人等の集落活動への参画、  
 ・集落外からの新規参入による農地利用や集落活動への参画 等
- **中山間地域における農業の継続**  
 ・中山間地域等直接支払の引き継ぎの推進、  
 ・営農を継続できない農地は、相対的管理や林地化 等
- **雇職被害の防止** 人材育成、新技術の活用、ジビエ活用 等

5 環境に関する基本的施策

- **環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に発揮する**
- **みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進める**
- **持続可能な農業の主流化**  
 ・各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする  
 ・有機農業の拡大、温室内果ガス排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進 等
- **食料供給以外での持続可能性**  
 農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組、再エネによる発電・熱利用の推進 等
- **持続可能な食品産業**  
 環境や人権に配慮した原材料調達、食品ロス削減、納品期限等の商慣習の見直し 等
- **消費者の環境や持続可能性への理解醸成**  
 生産者の努力や工夫の見える化、行動変容の促進 等

6 基本計画・食料自給率

- **平時からの食料安全保障を実現する計画に見直し。**
- **現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定。**
- **食料自給率は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標等を設定。**

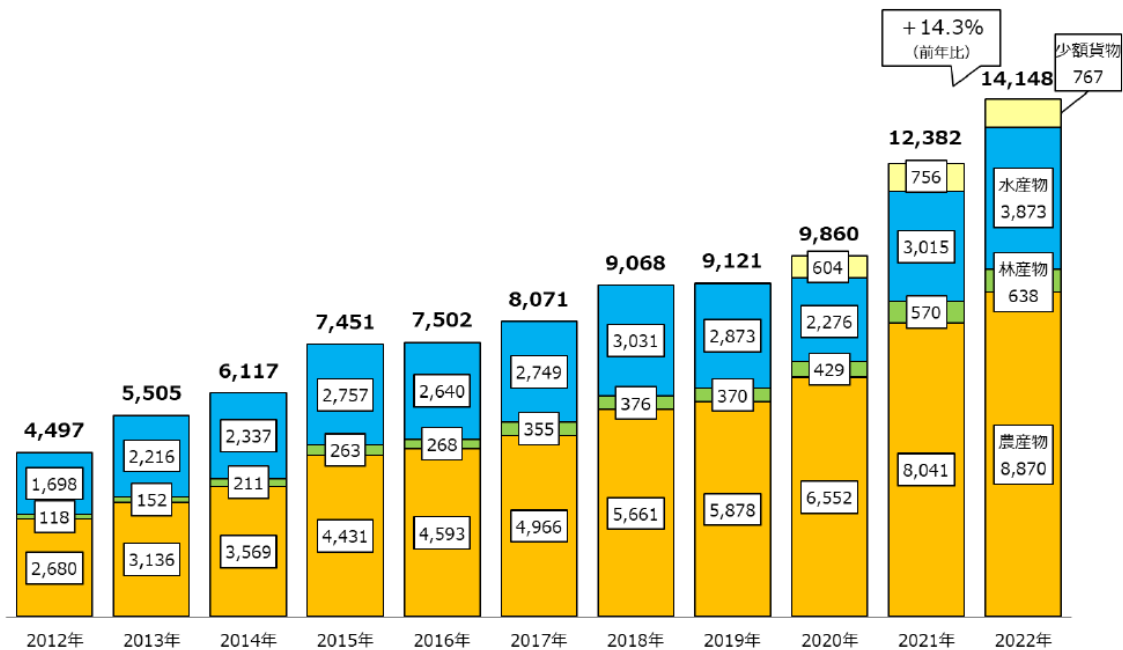
7 不測時の食料安全保障

- **不測時に関係省庁が連携して対応できるように、政府全体の意思決定を行う体制の在り方を検討する。**
- **不測時の食料の確保・配分に必要な制約を伴う義務的措置やそれに関連する財政的な措置等の必要性について検討する。**

## 農林水産物・食品 輸出額の推移

農林水産省  
輸出・国際局

(単位：億円)



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

## 2022年の農林水産物・食品 輸出額（1 - 12月）品目別

農林水産省  
輸出・国際局

品目	金額 (百万円)	前年比 (%)	品目	金額 (百万円)	前年比 (%)
<b>加工食品</b>	<b>505,167</b>	<b>+9.9</b>	<b>その他農産物</b>	<b>123,612</b>	<b>+4.9</b>
アルコール飲料	139,224	+21.4	たばこ	12,710	▲ 12.7
日本酒	47,492	+18.2	緑茶	21,887	+7.2
ウイスキー	56,078	+21.5	花き	9,143	+7.5
焼酎（泡盛を含む）	2,172	+24.4	植木等	7,385	+6.6
ソース混合調味料	48,380	+11.2	切花	1,514	+12.7
清涼飲料水	48,215	+18.8	<b>林産物</b>	<b>63,761</b>	<b>+11.9</b>
菓子（米菓を除く）	27,991	+14.6	丸太	20,559	▲ 2.4
醤油	9,396	+2.8	合板	11,054	+46.9
米菓（あられ・せんべい）	5,503	▲ 2.4	製材	9,191	▲ 5.8
味噌	5,077	+14.1	木製家具	6,893	+26.6
<b>畜産物</b>	<b>126,827</b>	<b>+11.3</b>	<b>水産物（調製品除く）</b>	<b>300,448</b>	<b>+28.7</b>
畜産物	96,820	+8.6	ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	91,052	+42.4
牛肉	52,019	▲ 4.0	ぶり	36,256	+32.7
牛乳・乳製品	31,926	+30.9	真珠（天然・養殖）	23,753	+39.1
鶏卵	8,546	+42.4	さば	18,802	▲ 14.6
豚肉	2,326	▲ 10.6	かつお・まぐろ類	17,845	▲ 12.6
鶏肉	2,003	+0.6	いわし	11,630	+56.2
<b>穀物等</b>	<b>62,696</b>	<b>+12.2</b>	たい	7,475	+48.3
米（援助米除く）	7,382	+24.4	さけ・ます	6,675	+88.5
<b>野菜・果実等</b>	<b>68,702</b>	<b>+20.6</b>	すけとうたら	3,061	+53.3
青果物	47,492	+24.3	さんま	285	▲ 55.1
りんご	18,703	+15.4	<b>水産調製品</b>	<b>86,878</b>	<b>+27.8</b>
ぶどう	5,390	+16.4	なまこ（調製）	18,405	+18.6
いちご	5,242	+29.1	ホタテ貝（調製）	16,807	+108.0
もも	2,897	+24.8	練り製品	12,266	+9.0
かんしょ	2,789	+12.6	貝柱調製品	3,914	▲ 34.4
ながいも	2,690	+16.3			
なし	1,346	+40.1			
かんきつ	1,272	+15.5			
かき	1,189	+50.0			

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※「牛肉」、「鶏卵」、「豚肉」、「鶏肉」、「かんしょ」、「かき」の金額はそれぞれの加工品を含む金額。「青果物」、「かんしょ」、「かき」の前年同月比は加工品を除く金額で算出

※「ぶり」の金額はぶり（活）を含む金額。但し、前年同月比はぶり（活）を除く金額で算出

# これが「農産物輸出の促進」の内実

安倍農政の目くらましにだまされるな！

横山英信

## 輸出促進で「攻めの農業」

2012年12月の政権再交代後の安倍自公政権は、「農業の成長産業化」を中心とした「攻めの農業」を農政の柱に掲げ、農業・農村全体の所得増を目指している。

そこにおいて「農産物輸出の促進」は、「生産現場の強化」（＝農地中間管理事業や米生産調整・経営所得安定対策の見直しなどを通じての大規模経営体創出の促進）や「6次産業化の推進」と並んで「攻めの農業」の重要施策に位置づけられている。これは、16年11月公表の政府の「農業競争力強化プログラム」でも「戦略的輸出体制の整備」として盛り込まれ、①海外市場のニーズ把握や需要の掘り起こし、②国内農業者・食品事業者の相談や商談会出展等、③物流の高度化（鮮度保持輸送技

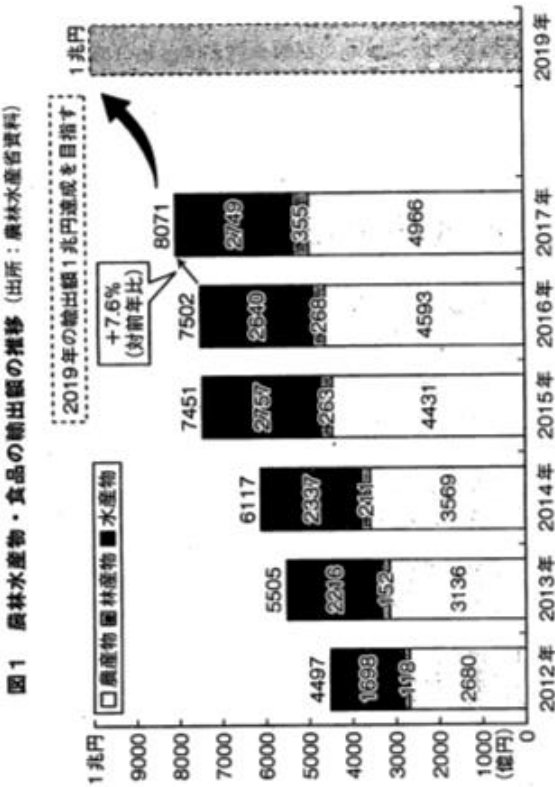
術の普及促進等）、④輸出環境の整備（輸出先国・地域の輸入規制緩和・撤廃等）、などを行なっていくとされている。

しかし、「農産物の輸出促進」は日本農業再生の切り札になるのだろうか。

## 確かに数字は伸びているが…

図1を見よう。農林水産物・食品全体の輸出額は2012年の4497億円から17年の8071億円へと大きく伸び、同期間に農産物（加工食品を含む、以下同じ）も2680億円から4966億円へと同様に伸びている。安倍政権は19年の輸出額1兆円達成を目指しており、図示は省略するが、18年の1月から8月までの農林水産物・食料品全体の輸出額も前年同期比15.4%増の5751億円、農産物も同15.8%増の3545億円

### 農家の農産物輸出



となっている。

この数字だけを見ると「農産物輸出の促進」は順調に展開しており、それゆえ、農産物輸出が日本農業再生の一つの切り札であるという幻想が生じて不思議ではない。

しかし、そこでは次の二つに注意しなければならない。(ア) 輸出額の伸びの一部はこの間の金融緩和下での円安によるものであること、(イ) 輸出農産物の原料のかなりの部分が輸入農産物であるために、農産物輸出増加＝国内農業生産増大という図式にはならないこと、である。これについてはすでに4年前に清水徹朗氏が指摘している（「農産物輸出の実態と今後の展望」『農林金融』2014年12月号）。

## 輸入原料を加工した輸出が多い

(イ) については、18年9月5日付の『日本農業新聞』が同上半期の農産物輸出の詳細な実態分析を行なっているのので、これを見てみよう。

図2でわかるように、輸出金額の1位・2位は「ソース混合調味料」「清涼飲料水など」という、一般的な農産物のイメージとは異なる品目が占めており、かつ前者の原料のほとんどは輸入農産物である。「榎木など」豚

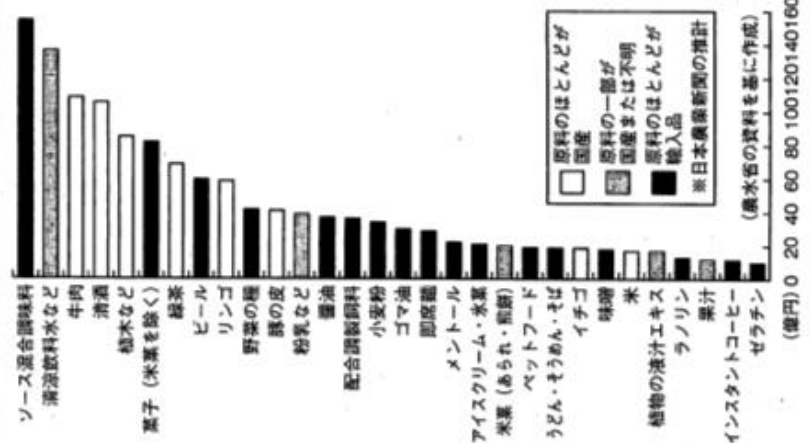


の皮」の原料のほとんどは国産であるが、これらを農産物とするには違和感がある。また、同紙の指摘では、有機化合物のメントールについて農水省は、その原料がかつて国産のハッカだったために農産物に分類しているということであるが、これには無理がある。「野菜の種」「ラノリン（動物由来の蠟）」も農産物とするには違和感があるし、それらの原料のほとんどは輸入農産物である。

これら以外の、農産物とするのに違和感のない品目でも、牛肉、清酒、緑茶、リンゴ、イチゴ、米を除いて、それらの原料のほとんどは輸入農産物である。38%という日本の食料自給率から考えて、これに不思議はない。

驚くべきことに、同紙によると、農産物輸出総額の中で国産農産物が占める割合は、農水省も計算していないためにわからないという。本来農産物に含めるべきでないものまで含め、さらには原料の中での国産農産物の割合さえも把握できていない中で（実際はかなりの部分が

図2 主な農産物輸出品目と金額  
(出所：日本農業新聞2018年9月5日付、一部修正)



輸入農産物と推測できる)、安倍政権はどのように農産物輸出額の増加が日本の農業・農村全体の所得増加につながると言えるのだろうか。

輸出が増えるほど輸入はもっと増える

このようなごまかしの「農産物輸出の促進」ではなく、本当の意味での国産農産物の輸出は一概に否定されるべきものではない。しかし、相手国に農産物の輸入緩和措置を求めるならば、日本も同様の緩和措置を求めら

れる。この点は、安倍政権がこの間、日米財界の意を受けて、日豪EPA、日欧EPA、TPP11、さらには日米FTA(TAGII物品貿易協定ごまかしているが)と、自由貿易協定推進によって農産物のさらなる市場開放に突き進もうとしている中ではとくに注意しなければならない。

これらの協定のもとでは、仮に国産農産物が従来よりも若干多く輸出できたとしても、農業が比較劣位にある日本にはその何倍もの輸入農産物が流入し、日本農業がさらに苦境に立たされる可能性が高い。2017年の商服用の米の輸出は過去最高1万1841tだったが、輸入されたミニマム・アクセス米の17米穀年度における主食用向けは約5万t、加工用向けは約19万t(一部は輸出用米菓の原料に回っているが)である。また、17年の牛肉の輸出も過去最高の2707tだったが、それは同年の輸入量57万2994tの0.5%に満たない。市場開放が進んで輸入量がわずかの率でも増えるならば、輸出量の増加分は帳消しになってしまうのである。

輸出促進より自給率の向上

安倍政権が進める「農産物輸出の促進」が日本農業再生にほとんど寄与しないことは先に見たとおりである。

それは農業者に農産物輸出に幻想を抱かせ、農産物市場開放問題から目をそらせる「目くらまし」以上のものではない。また、現状では本当の意味での国産農産物の輸出促進についても明るい展望を語れないことも指摘したとおりである。

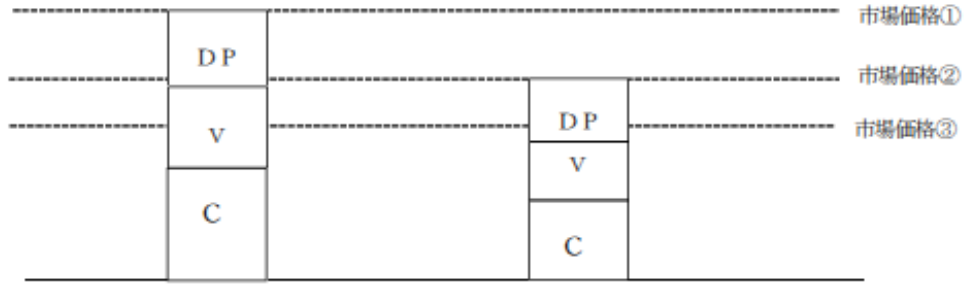
日本はこれから人口が減少して国内市場が縮小するので日本農業の展望は農産物輸出にしかない、といった言説もあるが、食料自給率38%という現状は、自給率を引き上げる政策がとられるならば、日本農業は国内市場向けの生産で十分に将来展望が開けるとことを示している。今必要なのは、農産物輸出の促進よりも、自給率向上のために必要な、輸入抑制効果のある国境調整措置や再生産を保障する価格・所得政策の再構築である。

(岩手大学教授)

**あいがも、あひる**  
 青森県 青森市 青森県農業振興センター  
 〒289-1726 千厩山山部 横芝光町木戸6177  
 Tel: 0479-84-1008  
 Fax: 0479-84-3363  
 http://www.shina.co.jp/  
 お問い合わせ先(国産農産物)と明記の上  
 にご連絡ください

**椎名人工孵化場**  
 全国展開中  
 〒289-1726 千厩山山部 横芝光町木戸6177  
 Tel: 0479-84-1008  
 Fax: 0479-84-3363  
 http://www.shina.co.jp/  
 お問い合わせ先(国産農産物)と明記の上  
 にご連絡ください

(1) 工業

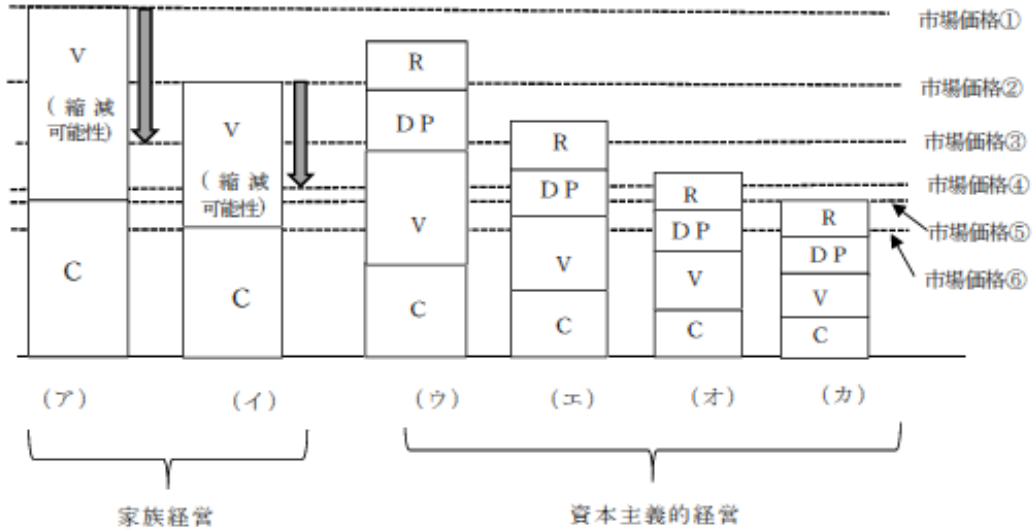


中小規模の資本主義的経営 (a) 大規模の資本主義的経営 (b)

市場価格①：a○, b○ 市場価格②：a×, b○  
市場価格③：a×, b×

○は再生産可能  
×は再生産不可能

(2) 農業



市場価格①：ア○, イ○, ウ○, エ○, オ○, カ○  
市場価格②：ア○, イ○, ウ×, エ○, オ○, カ○  
市場価格③：ア○, イ○, ウ×, エ×, オ○, カ○  
市場価格④：ア×, イ○, ウ×, エ×, オ×, カ○  
市場価格⑤：ア×, イ×, ウ×, エ×, オ×, カ○  
市場価格⑥：ア×, イ×, ウ×, エ×, オ×, カ×

○は再生産可能  
×は再生産不可能

(出所) 筆者作成。

補足図 資本主義的経営・家族経営と再生産可能な市場価格との関係

- 【資料出所】 ①～⑭ 農林水産省資料。  
⑮ 『現代農業』2019年1月号掲載の拙稿  
⑯ 横山作成。